

日本学術会議
学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会
(第 23 期・第 9 回)
議事要旨

日時： 平成 29 年 1 月 20 日（金）10：00～12：00
会場： 日本学術会議 5 階 5－A（1）会議室
出席者： 大西委員長、長野副委員長、観山幹事、伊藤委員、大沢委員、
古谷委員、松本委員、三成委員、山本委員（9 名）
欠席者： 金子委員、窪田幹事、恒吉委員、永井委員、北川委員（5 名）
事務局： 石井参事官、松宮補佐、大橋参事官付、大庭参事官付、石尾参事官付
配布資料： 資料 0 議事次第
資料 1 前回議事要旨案
資料 2 第 1 章草稿（大西委員長より）
資料 3 第 2 章草稿（大西委員長より）
資料 4 第 3 章草稿（長野副委員長より）
資料 5－1 第 3 章草稿補足（古谷委員より）
資料 5－2 第 3 章草稿補足参考資料（古谷委員より）
資料 6 第 4 章草稿（伊藤委員より）（前回資料 6 と同資料）
資料 7－1 第 5 章原稿（金子委員より）（前回資料 7－1 と同資料）
資料 7－2 第 5 章関連データ（金子委員より）
（前回資料 7－2 と同資料）
資料 8 第 6 章原稿（三成委員より）（前回当日配布資料と同資料）
追加資料 提言草稿（大西委員長より）
参考 1 委員名簿
参考 2 会議日程、及び今後の開催予定

議事：

（1）前回議事要旨案の確認

資料 1 に基づいて、前回議事録要旨（案）が確認されて了承された。

（2）各資料（原稿）の説明と提言のあり方についての意見交換

机上資料に基づき、各執筆委員からの原稿修正点等の説明を受け、意見交換が行われた。
主な発言は次の通り。

➤ 第1章・第2章草稿について

- 図が多用されているが、最新のもののか。
 - 2016 年末の時点で日本科学技術研究調査統計の最新のものを掲載している。 p.3
 - 「科学技術予算総額(OECD 購買力平価換算)の推移」は 2016 年までデータがある。
- p.2 図の(私立)大学の研究資金に関連し、海外の傾向はどうか。
 - 米国は寄付金を集め、それを基金として運用している。
 - 各国別の同図を比較すると、日本の傾向が各国と比べて顕著である。
- 国は科学技術予算総額を変えずに内訳だけを変えている(例えば重要な運営交付金を減らして競争的資金を増やすというように)と感じる。研究資金の性質を鑑みないシステム自体を回避すべきという主張をしてもいいのではないか。
 - 競争的研究資金は使途の縛りが厳しく、研究を効率的に進めるためには総額は同じであっても間接経費の比率を上げた方がましだと感じる。
 - 全体の資金額が決まっていると研究者と大学運営者で資金の取り合いとなる。理想は、競争的研究資金の内訳が研究費 100%+間接経費 30%の 130%となることだ
 - 過去の調査では、理系の間接経費は4~5割、文系は7~8割(主に内部管理経費である人件費)という結果だった。この場合企業が文系の研究に資金を出してくれるのか、経費明細を出すことは大学だけのルールではないのか等、産学の研究資金の在り方に疑問がある。また、諸外国の大学の動向から、近年力を付けている大学(国公立大学)は産学連携よりも授業料や学生数を増やすことで対応していることがわかってきた。これらも論点になるのではないか。
- 研究資金全体の増額を提言として主張するなら、限りある国家予算の中で科学技術振興予算を増大させることの効果を、根拠を示しながら示す必要がある。
 - 衆議院議員河野太郎氏はブログで、科学技術振興予算は今後増えることはない、と明言している。これに対し本委員会が対抗する提言を出すなら、きちんとした根拠が必要である。
 - (文部科学省が反論してはいるが)財政審議会の財務省側資料では「運営費交付金や科学研究費が総額で増大している」という主張がなされており、説得力がないわけではない。本提言においては、若年人口が減少している現状を踏まえて、人口当たり、研究者一人あたりの研究資金が減少していることを示すデータを利用して根拠を固めていくことが必要である。
- 「若手研究者」に関する記述が1章からあるので、1章で定義してはどうか。
 - 「40歳未満」と1章で定義する。
- 学術会議として研究資金が増えないことのデメリットを政府に対し訴えるなら、近年日本の受賞が目立つノーベル賞が20~30年前に始めた研究に対する評価であることを例にとり、今この時に日本の科学研究を支援しなければ10年後のこの分野は惨憺たる現状になる、ということをもっといいのではないか。

→最近の中央公論において研究費を出しても日本の科学技術力は上がらないのではないか、という議論がある。これに対して日本学術会議が有効にディフェンスできるものにシなくてはならない。

- 資料3において、運営費交付金は今年度は横ばい、来年度はやや純増である。これにより、今までの流れが変わったと文部科学省は主張する。政府は運営費交付金も競争的資金も増加させる方針で、財務省もそれに反対するトーンが弱まっている感がある。これを前提に議論した方がよいと思う。
- 競争的資金による間接費増加という効果も踏まえて、競争的研究資金の制度を全面否定はしない書き方とした。

➤ 大沢先生には資料1－3に追記をお願いする。

→承諾した。

➤ 資料3で、大学と国立研究開発法人が人材の流動性を確保しながら連携することを明確に書くべき。これらを踏まえて、追記・修正点のメモを作成する。

- クロスアポイントメント制度における人事制度や教育体制の円滑化についても提言したい。

→クロスアポイントメントを導入する際に排除すべき点が添えられているべき。

→クロスアポイントメント制度が様々に取り上げられているので、本提言では具体性まで踏み込んだ提言にできないだろうか考える。

- 若手研究者にとっては競争が行き過ぎて安定した科学研究ができる環境にないのが現状なので、ここに配慮した提言ができないものか。2章の「導かれる提言」が漠然としているので、前半部分で現状のバランスがどのように崩れているか等、具体的に記述すべきではないか。

- 若手研究者の議論では、予算が増えれば若手研究者が増えるのか、増やすためには何をすればいいのかまで踏み込むべきではないか。

→卓越研究員制度がはじまったが、その拡充が望まれる、と入れてもいいのではないか。

→人件費を大学が持つのでお墨付きが与えられた人を雇用する効果はあるがそれ以外のメリットはあるのか。

→安定雇用の面ではメリットあるが、例えば3年雇用を継続してトータル10年雇用になると当初から10年雇用とでは研究体制に与える影響は大きい。この点の改善も盛り込めるのではいか。説得力があるわけではないが。

→大学院への進学希望者が減少傾向にあることを踏まえて、研究を楽しめる環境の在り方、卒業後に希望が持てるポストの在り方を考えていかななくてはいけない。

→博士課程学生が2008年頃から減少というデータがあるので、重要なテーマだ。

➤ 提言について

- 企業の研究費の考え方は業種間で異なる印象があり、業種によっては特許を取らない戦略もある。よって、一律に特許活用を推奨するのではなく、業種の特性に則った「特許権の戦略的活用」という踏み込んだ記述が必要であると考ええる。
- 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」はかなり具体的なところまで議論されてつくられている。

→産学官共同研究ではガイドラインに縛られず、それぞれの大学が運営体制を工夫することが重要。

→大学の中で運営を第3の職務として位置付けなければいけない、個々のプロジェクトベースで雇用しているとノウハウや人材が根付くのは無理、これらを見据えた人事体系が必要。

→しかし、これを大学一機関で対応するのは難しい。どこかにプールがあり、そこから人材を派遣する等の対応が望まれるし、キャリアパスの点においても有効であろう。

- 上記に関連し、「人事評価制度の改革」とは誰が何をするのか、例示は書けるのか。

→これは、文部科学省と経済産業省が共同委員会で作った発言である。この文章の責任の所在を明らかにしたうえで、我々はこれに沿って具現化したいのだと主張できる。具体的には、教育研究現場で産学連携ガイドラインを実装することが課題、と記述するか。

➤ 上記は、3章の提言に組み込むことで了承。

- ガイドラインについては松本委員も提言案を提案すること、その前提となる前段記述が必要な場合はこれにも対応することで了承。

(3) 今後の進め方について

次回（3月9日）までに完成形に近いものをまとめ、メールベースで議論を進める。最終形は、5月の委員会を目途にまとめる。追加提言案も事務局、又は大西委員長にメール送付し、全体で共有する。

(4) 次回委員会の予定

回次の委員会は、完成形に近づけるように内容を詰める。

以上